

# 香川高等専門学校教育研究報告規程

令和6年11月21日制定

(趣旨)

**第1条** この規程は香川高等専門学校（以下「本校」という。）において、教育研究の成果を公表するため、必要な事項を定める。

(名称)

**第2条** 教育研究報告の名称は「独立行政法人国立高等専門学校機構香川高等専門学校教育研究報告」、英語名称は Educational and Research Reports of National Institute of Technology, Kagawa College（以下「教育研究報告」という。）とする。

(作成)

**第3条** 教育研究報告は年1回作成する。

(研究論文の内容)

**第4条** 独創的で学問・文化・産業の発展に寄与する教育及び学術論文に限る。論文の内容については執筆者がすべての責任を負う。

(投稿資格)

**第5条** 教育研究報告への投稿は本校教職員、非常勤講師及び名誉教授に限る。各図書館小委員会が特に認めた場合に限り、それ以外の者を共同研究者とすることができる。

(教育研究報告の公開)

**第6条** 教育研究報告に掲載する論文はインターネット上で公開する。

(論文の著作権)

**第7条** 教育研究報告は電子化し公開するため、論文の著作権のうち「複製権」及び「公衆送信権」は本校に帰属するものとする。

(雑則)

**第8条** この規程に定めのない事項が生じた場合は、図書館委員会で審議するものとする。

## 附 則

1 この規程は、令和6年11月21日から施行する。

2 この規程の施行により、香川高等専門学校研究紀要規程（平成 21 年 10 月 1 日制定）は廃止する。